



平成19年10月15日

各 位

会 社 名 株式会社 奥村組
代表者名 代表取締役社長 奥村 太加典
(コード番号1833 東証・大証第1部)
問合せ先 管理本部総務部長 平子 高育
(TEL. 06 - 6621 - 1101)

独占禁止法違反に係る名古屋地方裁判所の判決に関するお知らせ

当社は、名古屋市交通局が発注する市営地下鉄工事の入札に関して、独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で、平成19年2月28日に公正取引委員会から刑事告発を受け、同3月20日には名古屋地方検察庁から起訴されておりましたが、平成19年10月15日に名古屋地方裁判所において判決を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となりましたことについて、株主、お客様ならびに関係者の皆様に、多大なご心配、ご迷惑をお掛けしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、このたびの判決を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止に向けてコンプライアンスの一層の強化、徹底を図り、信頼回復に努めてまいります所存でございます。

記

1. 判決の内容

罰金1億円（求刑1億円）

2. 業績への影響

平成19年3月期決算において、引当て処理をしております。

以 上